



中国だより

在中華人民共和国日本国大使館 参事官 おおもり かずあき
大森 一顕



1. はじめに

日本でも大きく報道されているように、当地では、「反日デモ」や「大気汚染 (PM2.5)」、あるいは「食の安全性の問題」等々があり、さぞかし住みにくい所だろうと多くの方が思われているかもしれません。確かに、時と場合によっては、日本人同士で大きな声で日本語を話すことがためらわれたり、白い霧がかかったように汚染物質で覆われた空気の中、マスクの着用を余儀なくされたり、半年に一度くらい、原因不明の猛烈な腹痛に襲われたり——日本に比べて快適でないことが多いのも事実です。しかし、基本的には、人通りの少ない夜道でも1人で歩くことができる安全な街ですし、物価が年々上がっているとは言え、やはり日本よりは安い値段で商品・サービスが手に入り、きちんとしたお店であれば、中華料理に限らず様々な美味を食することができ、大きな公園や遊園地、動物園や博物館、美術館、ショッピングモール、ゴルフ場なども近辺にたくさんあって、休日もそれなりに楽しく過ごすことができます。もちろん、故宮や万里の長城をはじめ、見どころのある歴史的建造物や名所も多く、さらに中国全土には有名な観光地、景勝地が数多くあり、休暇中も国内の旅行先には困りません。また、私自身よく経験していることですが、幼い子供と一緒にいると、地下鉄に乗っても、バスに乗っても、ほぼ100%の確率で席を譲ってもらえますし、子供が公共の場所等で泣き叫んだり、大騒ぎしても、日本でありがちな周囲の人からの厳しい視線を浴びるこ



写真2. 北京と言えば北京ダック

とは決してありません。あまり日本では知られていないかもしれませんが、小さな子供を持つ親にとっては、意外に生活しやすい面もあります。

2. 日中関係

今年8月、日本の「言論NPO」と中国日報社という組織が、日中両国民を対象に5月から7月にかけて行った共同世論調査の結果を発表しました。御存じの方も多いかもしれませんが、日本人の中国に対する「良くない印象」は90.1%、中国人の日本に対する「良くない印象」は92.8%と、いずれも9割を超え、過去に行われた9回の調査で「最悪」の結果となりました。ちなみに、昨年は、日本人の中国に対する「良くない印象」は84.3%でしたので、今年は5.8%の上昇、他方、中国人の日本に対する「良くない印象」は64.3%でしたので、何と今年は28.5%も高くなってしまったのです。これは極めて異常な状態だと思います。特に中国人は、いわゆる「反日教育」や従来からの「反日報道」、「抗日ドラマ・映画・出版物」等から潜在的に日本や日本人に対して嫌悪感や憎悪感を持っている人も多く、昨年9月から中国国内で繰り返し流された「日本は従来中国の領土であった釣魚島（尖閣諸島のこと）を日清戦争を通じてかすめ取り、カイロ宣言、ポツダム宣言があるにも関わらず、島を返還しようとせず、世界反ファシスト戦争の勝利の成果を公然と否定し、



写真1. 中国の象徴である天安門



写真3. 昨年の半日デモ、なぜか毛沢東の肖像画

戦後国際秩序と国連憲章の趣旨・原則に対する深刻な挑戦を行っている。また、閣僚や多くの政治家が（戦犯を合祀した）靖国神社に参拝するなど右傾化している」という中国共産党と中国政府の徹底したプロパガンダにより、尖閣諸島がどこにあるかということすら知らず、日本に行ったこともなければ、日本人に会ったこともないような人が、日本及び日本人に対して、憤りの感情を高めているのです。他方、日本人の方は、このような中国共産党や中国政府のやり方、また、通常のデモ行為では考えられない暴力行為を行う中国人の姿を、これもまた多くの場合は報道によって知り、経済力をつけ、大国としての自信を持ち、さらに軍事面で拡張を続けるものの、依然、法治によらず、中国人にしか理解できないルール（いわゆる潜規則）によって言動を行う中国に対し、困惑や反感、嫌悪の気持ちを強めています。しかし、日本と中国は引越しのできない隣国であり、双方それぞれが軍事的脅威を感じる存在である以上（同調査によると、日本が軍事的脅威を感じる国は、1位北朝鮮、2位中国であり、中国が軍事的脅威を感じる国は、1位米国、2位日本）、今後日中関係をどうしていくのか、両国民は真剣に考えないと、かなり危険ではないかと思えます。お互いの感情悪化をエスカレートさせないためにも、日中共にできるだけそれぞれの良い面をもっと知る必要があると思われま

3. 中国の情報通信事情

中国の情報通信事情の一端について、以下、紹介させていただきます。よく知られているように、中国においてはネット上の検閲やコンテンツの規制、サイバーセキュリティ等について、日本とはかなり異なった様相もあるのですが、こ

れらに関しては本稿では扱いません。また放送分野の状況については、紙幅の都合上、割愛させていただきます。

(1) 関連行政機関について

電気通信に関しては、1998年以降、旧郵電部と旧電子工業部が合併した情報産業部が政策立案及び規制監督を行っていましたが、2008年3月の第11期全国人民代表大会（日本の国会に相当、通称「全人代」）において大きな行政機構改革が行われ、情報産業部の郵政事業以外の職務、国家発展改革委員会の工業部門、国防科学技術工業委員会の核電力以外の業務、國務院情報化工作弁公室の職務を統合した「工業情報化部」（中国語では「工業和信息化部」）が設立され、電気通信分野における政策立案と規制監督の他、工業部門全体の発展計画や産業政策の策定、及びその実施・監督管理を所掌することとなりました。例えば、日中経済関係で以前よく話題になったレアアースや自動車関連産業なども当部が所掌しており、日本で言えば経済産業省の一部（製造産業局・産業技術環境局・商務情報政策局・経済産業政策局及び通商政策局の一部）と総務省の一部（放送関連部局を除くテレコム部局）を一緒にしたようなイメージで、工業化と情報化の融合を加速させることを主な目標としています。ちなみに、現在の苗圩部長（大臣に相当）は、以前、自動車会社におられた方です。

また、全国規模の電気通信事業者は国有企業であるため、それらを管理する「国有資産監督管理委員会」、国民経済・社会発展と経済戦略・マクロ調整を行う「国家発展改革委員会」、2011年に國務院新聞弁公室が別の看板を掲げる形で設立され、サイバーセキュリティ等にも関わる「国家インターネット情報弁公室」、日本の旧科学技術庁に相当し、例えば次世代移动通信など先端的な分野や研究開発を所掌する「科学技術部」、その他、ネット商取引であれば「商務部」、コンテンツであれば「文化部」等、案件によって様々な部門が関与します。

放送に関しては、「国家新聞出版・ラジオ・テレビ・映画総局」（中国語では「国家新聞出版广电总局」）が映画も含む視聴系メディアの規制監督・管理、政策立案等を行っています。今年の全人代で、活字メディアを管理する旧新聞出版総署（国家版權局という別の看板で著作権も管理）と放送メディアを管理する旧ラジオ・テレビ・映画総局（通称「ラテ総局」）が統合されてできた機関で、中国では放送は「共産党の宣伝を主な業務とする」という観点から、電気通信行政を行う組織ではなく、同じく共産党の宣伝に関わる旧



新聞出版総署と統合する形になりました。IPTV等の情報ネットワーク経由の放送についても当局で監督を行っています。

(2) 法令について

電気通信に関しては、電気通信事業に関する規定を包括的に定めた「電信条例」(2000年国務院令)と電波関係の規定を包括的に定めた「無線電信管理条例」(1993年国務院・中央軍事委員会令)が基本となっています。どちらも「条例」(日本の政令に当たる)であって、全人代で成立した「法律」ではありません。日本の感覚では不思議な感じもしますが、実は30年ほど前から「電信法」制定の検討が行われてきたにも関わらず、関係行政機関や業界との調整ができず、いまだに成立に至っていないのです。また「無線法」についても現在、原案の策定作業に着手したところ。その他、外資が中国で電信事業へ投資する場合の規制や条件等を定めた「外商投資電信企業管理規定」(2001年国務院令、2008年改正)、主に国内事業者が電気通信事業ライセンスを取得するための諸手続を規定した「電信業務経営許可管理弁法」(2009年工業情報化部令)等々があります。

放送に関しては、「ラジオ・テレビ管理条例」(1997年国務院令)によって放送事業全般の規範等が定められ、「衛星テレビ放送地上受信施設管理規定」(1997年ラテ総局令)、「インターネット等情報ネットワークによる放送管理方法」(2004年ラテ総局令)などの規定等があります。

(3) 電気通信事業者について

かつては国(旧郵電部)自身が独占的に電気通信サービスを提供していましたが、その後、新たな電気通信事業者の設立や分離・統合等、数回の再編があり、直近では2008年に従来の6大通信事業者を「中国電信」(チャイナテレコム)、「中国移动」(チャイナモバイル)、「中国聯通」(チャイナユニコム)の3事業者に集約する再編が行われました。当時、設立されたばかりの「工業情報化部」と「国家発展改革委員会」、「財政部」の3組織が共同で発表した政府主導の再編計画であり、旧中国移动が圧倒的に強かった電気通信業界全体の歪みを是正するとともに、これまで固定(中国の場合、PHSを含む)及びブロードバンド、移動、衛星の業務別に事業者を分けていた政策を転換し、3社全てに固定・ブロードバンド及び移動業務を行わせること(ただし、「中国移动」については、傘下となった「鉄道通信」が固定・ブロードバンド業務を行う)により、国際的な競争力の向上を企図しました。再編の後、2009年1月に3社全てに第三世代携帯電

話(3G)の免許が交付されましたが、「中国電信」はCDMA2000、「中国聯通」はW-CDMA、そして「中国移动」は中国独自規格のTD-SCDMAと、3社とも異なる規格となりました。

ちなみに、2012年の売上高と純利益はそれぞれ、「中国電信」が2,831億元と149億元、「中国聯通」が2,489億元と71億元、「中国移动」が5,604億元と1,293億元であり、移動通信で64%のシェア(2012年末、7.1億ユーザー)を占める中国移动が依然、優位に立っていますが、3Gサービスについては3社のシェア(ユーザー数)が拮抗している状況(中国電信29.5%、中国聯通32.8%、中国移动37.7%(2012年末))にあります。

また、いずれの社もインターネットを介する「OTT」に対しては危機感を持っており、特に「テンセント(騰訊)」の提供するチャットアプリ「微信(WeChat)」には三社共同で非難を行い、課金化等の措置を検討したり(反対の声が多く、9月現在、未実現)、中国電信がこれまでの同社のIM(インスタント・メッセージ)ソフト「翼聊」に加えて、大手インターネット企業の「網易(NetEase)」と共同で「易信」という新たなIMソフトを8月下旬に発表するなどの動きが出ています。

さらに、本年5月に国家発展改革委員会の意見として通知された「2013年経済体制改革深化の重点」において、投資体制改革の一環として通信分野への民間資本参入推進が盛り込まれ、実際にMVNOサービスの開始が予定されるなど、今後、当該分野における競争が一層活発になるものと見込まれます。

(4) 電気通信市場の状況及び政策について

① 固定・移動通信

工業情報化部資料によると、2012年の電気通信事業の売上高は1兆763億元(前年比9.0%増)、うち移動通信事業は7,934億元で約74%を占めます。固定電話利用者数は2億7,815万(前年比2.4%減)、移動電話利用者数は11億1,216万(前年比12.8%増)で人口普及率では82.6%(2013年上半期には87.1%)、うち3Gの利用者数は2億3,343万で全体の21%となっています(現在は既に3億以上)。4Gについてはまだサービスが始まっていませんが、李克強総理が7月の国務院常務会議において、情報消費を促進するために年内にはライセンスを付与する旨、述べています。現時点(9月中旬)では予測できませんが、一部の情報では、まず3事業者全てにTD-LTEライセンスが付与され、その後、LTE-FDDラ



イセンス申請が可能になるとの話もあり、そうなると、「中国電信」と「中国聯通」はTD-LTEにリソースをどれだけ割くかという問題が生じ、場合によっては、それぞれ「中国移动」のTD-LTE設備を借用することによって事業を行う可能性もあります。さらに、5Gについても、「IMT-2020 (5G) 推進グループ」の設立、6月末の韓国・朴槿恵大統領訪中の際に、韓国関係機関との間で「中韓5G協力覚書」が調印される等、既に取組が始まっています。

②インターネット

インターネットについては、中国インターネット協会(CNNIC)によると、2012年末の利用者総数は世界最大の5.64億人ですが、人口普及率は42.1%とまだ低い状況にあります。昨今のスマートフォン普及に伴い、モバイルインターネット利用者数が増加しており、2012年末には4.2億人(前年比18.1%増)と全利用者の74.5%を占め、デスクトップパソコンによるアクセス(70.6%)を上回りました。背景として、(i) 光ファイバ敷設が行われているもの的高速ブロードバンドは高価であり、他方、北京、上海等の都市ではWiFi環境の整備が進められていること、(ii) 低価格でありながら使い勝手の良い端末(1,000元に満たない国産ベンダのスマートフォン等)が入手できること、(iii) ネット系企業によるモバイル付加価値サービス(検索、音楽、ゲーム、漫画、小説、SNS、ウェイボー(中国版ツイッター)等)が規模のみならず質の面(課金システム、無料サービス等)でも向上したこと等があります。

③情報通信政策

2011～2015年の中国全体の運営方針である「国民経済・社会発展第12次5箇年規画綱要」(2011年3月全人代決定)



写真4. 無料WiFiの星巴克(スターバックス)



写真5. 世界遺産である頤和園

に基づき、同期間における情報通信産業の基本政策である「情報通信産業の第12次5箇年規画」(2012年5月工業情報化部)が策定され、高速ブロードバンド等の次世代国家情報基盤の構築、クラウド・コンピューティング、モノのインターネット等の新興サービスの育成強化、グリーンICT等について盛り込まれました。またここで出てきた「ブロードバンド中国」という概念については、今年の8月に國務院から「ブロードバンド中国」戦略及びその実施方案」として具体策が発表され、2015年までに経済社会発展のニーズに合った次世代国家情報インフラを構築すること、2020年までに中国のインフラ水準について先進国との格差を大幅に縮小させることとし、それぞれの期間における都市部、農村部の固定ブロードバンドの世帯普及率、3G/LTEの人口普及率、ブロードバンドの容量(速度)等の具体的な数値目標が示されました(例えば、2020年までに、固定ブロードバンド世帯普及率を70%、3G/LTE人口普及率を85%にし、都市部と農村部の家庭ブロードバンド接続をそれぞれ50Mbps、12Mbpsとし、経済発展の都市部の一部家庭では1Gbpsとする等)。

また、その他、「無線電管理」、「産業技術創新」、「電子認証サービス」、「物聯網(IoT)」、「電子情報製造業」、「ソフトウェア及び情報サービス業」、「道路・水路交通運輸情報化」、「全国農業農村情報化発展」等、個々の事業項目や案件等によってそれぞれの第12次5箇年規画が工業情報化部をはじめ関係省庁によって策定されており、これらの規画を踏まえながら、情報通信分野に係る様々な政策が展開されています。

(本稿は筆者の個人的見解であり、外務省及び在中国日本国大使館等の公式見解を示すものではありません。)